



Takeda Japan Medical Office Medical Education Grant 2022

2022 年度 武田薬品ジャパンメディカルオフィス医学教育事業助成

応募要領

Takeda Japan Medical Education Grant 応募要領

<目次>

1. ジャパンメディカルオフィス医学教育事業助成の趣旨	- 3 -
2. 応募の資格及び条件	- 3 -
3. 対象医学教育事業	- 3 -
4. 対象外の医学教育事業	- 4 -
5. 助成金額と採択件数（予定）	- 4 -
6. 応募方法	- 4 -
7. 申請期間	- 4 -
8. 助成期間	- 4 -
9. 審査方法	- 4 -
10. 審査結果の通知	- 5 -
11. 助成金給付契約の締結	- 5 -
12. 助成金の交付方法と期日	- 5 -
13. 助成金の使途	- 5 -
14. 教育コンテンツの外部公開	- 6 -
15. 教育事業の成果報告及び成果発表	- 6 -
16. 教育事業の会計報告	- 6 -
17. 情報公開の義務	- 6 -
18. その他の留意事項	- 7 -
19. 医療用医薬品製造販売業公正競争規約に定める「団体性の判断基準」の要件	- 8 -
20. 医学教育事業助成申請時の留意事項	- 9 -
21. 申請内容の秘密保持と個人情報に関する取り扱い	- 11 -

1. ジャパンメディカルオフィス医学教育事業助成の趣旨

武田薬品工業株式会社（以下、武田薬品）は、長きにわたり患者さん中心という強い信念と価値観を持ったグローバルバイオ医薬品企業です。ジャパンメディカルオフィスはその信念に沿って医学会や医療関連の団体が独自に企画・運営する医学教育事業への支援を行います。この医学教育事業助成（以下、本助成）を通じて医療関係者の知識やスキルを向上させ、医療全体の質を高めることで、世界中の人々により良い健康と明るい未来をもたらすことを目指します。

2. 応募の資格及び条件

武田薬品のジャパンメディカルオフィスの定めた規定を満たす必要があります。

対象となる機関は以下の条件を満たす必要があります。

- 1) 対象とする医療関連の団体（以下のいずれか）
 - 学術研究機関（国公立・私立）
 - 国公立・私立病院
 - 医学会（医師の学会のみ）
 - 専門職協会

- 2) 医療関連の団体の条件
 - 医療用医薬品製造販売業公正競争規約に定める「団体性の判断基準」の要件（別紙を参照）を満たす。

- 3) 事業の条件
 - 全国規模で医学教育事業を運営する予定である

注）応募要件を満たさない場合は、審査対象となりませんのでご注意ください。

3. 対象医学教育事業

対象となる医学教育事業は、上記対象機関により実施され、以下の条件を満たす必要があります。

- 1) 医療関係者を対象としていること。

医療関係者とは、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、衛生検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、管理栄養士、介護福祉士、介護支援専門員（ケアマネジャー）等をいう。
- 2) 事業の必要性、目的、事業計画ならびに教育効果測定のための具体的内容が明記され、一貫性および整合性が認められること。
- 3) 事業内容は、医学教育に関わる一連のプログラムがひとつの事業として構成されていること。

- 4) 1年を通しての事業であること（回数は問わない）。
- 5) 次に示す疾患領域に関する医学教育事業であること。
 - 消化器系疾患
 - 前立腺がん
 - 乳がん
 - 炎症性腸疾患
 - その他の消化器系疾患
 - 精神・神経系疾患
 - 希少疾患
 - 血漿分画製剤分野

4. 対象外の医学教育事業

1. 日本国内で行われない医学教育事業
2. 学会総会等での単発の医学教育事業

5. 助成金額と採択件数（予定）

一事業につき、下記金額のとおりとする。

上限500万円 最大10件予定

6. 応募方法

申請者は 20. 医学教育事業助成申請時の留意事項に示す所定の申請書式を事前にダウンロードし、必要事項を日本語と英語にて記入し、提出書類（「20. 医学教育事業助成申請時の留意事項」を参照）をご準備の上、武田薬品の本助成ホームページにてご申請ください。

注）同一年度に、同一の団体から複数の医学教育事業に応募することはできません。

7. 申請期間

2022年1月18日（火）～2023年1月18日（水）

8. 助成期間

1年の医学教育事業に対し、採択された実施計画に応じた助成金（以下、本助成金）の拠出を行います。ただし、教育事業の実施期間は本助成金交付後から2023年3月末（各団体の年度末）とします。

9. 審査方法

助成教育事業の採択は、ジャパンメディカルオフィス助成審査委員会にて公正に審査され決定されます。また必要に応じて外部審査される場合がございます。

提出いただいた資料をもとに、主に以下の観点から審査させていただきます。また応募された事業の件数、申請金額の規模、審査の結果により、助成されないことや申請金額から減額されることがあります。

1. 応募要項の規定の順守
2. ジャパンメディカルオフィスの事業戦略
3. 事業の必要性/目的、計画・方法、対象者、効果測定、情報共有
4. 経費の妥当性
5. 実現の可能性
6. コンプライアンス
7. 計画の医学教育事業が現在もしくは将来に及ぼす科学的・臨床的影響

10. 審査結果の通知

申請書提出後から2か月を目途に、応募申請書に記載されている学会/医会代表者宛てに審査結果をメールで通知します。また、教育事業は武田薬品のホームページで公表させていただきます。

11. 助成金給付契約の締結

審査結果の通知後、武田薬品と申請者の間で医学教育事業助成金給付契約を締結します。この契約は応募要項の条件と留意事項を遵守いただくために締結するものであり、締結が本助成金交付の必須条件となります。

12. 助成金の交付方法と期日

本助成金の会計年度は4月から3月とさせていただきます。

当該学会/医会が指定する口座に本助成金を、契約締結後2か月を目途に振り込みます。

13. 助成金の使途

1. 応募申請書の記載通りの使用を原則とします。
2. 本助成金を使用しなかった場合、または残金が発生した場合は返却させていただきます。
3. 本助成金の使途を変更する場合、または本助成金対象の事業内容に変更が生じる場合は速やかに本医学教育事業助成事務局にご連絡ください。なお、教育事業内容を変更する場合は教育の目的が同一であること、対象者の規模が減じないことにご留意頂き、変更理由とともに期待される成果をご提出頂くことがございます。ご連絡頂いた内容について審査し、結果をご連絡いたします。
4. 本助成金による事業では、一般参加者の交通費・宿泊費等の個人費用、学会参加費に使用することはできません（座長や演者等の役割者を除く）。また、参加者の食費・懇親会費にも使用することはできません。
5. 講演会、研修会、実技セミナー等の会合およびその開催方法は参加者が集まる目的に照らして適切な場所および適切な方法でご開催ください。
6. 講演会、研修会、実技セミナー等の会合の事前・当日準備スタッフ費は運営費内に計上できます。

7. 用途が明示されない費用（間接費用・一般費用）は認められません。用途を明示（水道代・電気代など）し計上ください。
8. その他、本助成金により使用できない経費は以下の通りです。
 - 増改築を含む施設等の建築費
 - 教育事業以外の目的で使用が可能または教育事業終了後に使用可能な什器備品
 - パソコンおよび電子機器類の費用、ソフトウェア費、システム費、設備備品の費用、機器の修理費用
 - 対象団体のホームページ管理費や会員管理システム費
 - 職員の人件費
 - 学会事務局員の旅費や宿泊費等

14. 教育コンテンツの外部公開

教育事業の中で Web ベースのコンテンツを作成した場合、教育事業の趣旨を考慮して、学会に所属しない医療関係者が幅広く利用できるようにご検討ください。

15. 教育事業の成果報告及び成果発表

教育事業の終了後、最終報告書（以下、本報告書）を本助成事務局にご提出ください。本報告書は Takeda Japan Medical Office のホームページ上で公開させていただきます。なお、教育事業の成果を広く共有するため 1 年以内に学会/医会等で成果を発表してください。また発表される際は本助成事務局にご連絡ください。

16. 教育事業の会計報告

本助成金の最終会計報告書（証憑添付）を本助成事務局にご提出ください。会計報告の内容について確認させていただくことがございます。当該事業で使用した証憑は、税法上必要とされている期間中は保管くださいますようお願いいたします。会計報告は、武田薬品工業株式会社の社内会計監査の対象となります。

17. 情報公開の義務

1. 本助成に関しては「武田薬品工業株式会社 企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針」に則り、武田薬品のホームページ上および社外向けパンフレット等で情報公開させていただきます。（<https://www.takeda.com/ja-jp/who-weare/disclosure/medical2019/>）
2. 所属組織のホームページなどで、当該事業の概要を公表する場合は、“Takeda JMO Medical Education Grant による事業であり、Takeda JMO は本医学教育の内容や演者または聴衆の選定には関与しておりません。”とご明記ください。
3. また、武田薬品のホームページ上で当該事業内容の概要を公開させていただきます。当該学会/医会で定める利益相反のルールに従って、当該事業が“Takeda JMO Medical Education

Grantによる事業である”ことを参加者にお知らせください。

18. その他の留意事項

1. 武田薬品が本助成に関して取得する個人情報、審査作業に関連する業務の目的のみに利用し、必要な範囲に限定して適切に取り扱います。
2. 助成対象として相応しくない行為があった際は、本助成の取止め、本助成金の返還を求めることがあります。

19. 医療用医薬品製造販売業公正競争規約に定める「団体性の判断基準」の要件

- I. 異なる医療機関等に所属する多数の医療担当者等の組織、あるいは主として医療担当者等以外の組織に医療担当者に関与している場合であって、単に親睦や娯楽を目的とする組織ではない他の明確な目的を有した組織であること
- II. 会則等の組織規定、総会等の意思決定機関を持ち、会長、代表幹事等の代表者の定めがあること
- III. 独立会計を行っていること（会費の徴収等）
- IV. 明確な事業計画を有し、定例的に事業目的に則った活動が行われること
- V. 医療担当者等の所属する医療機関等の通常の医療業務や医療機関等の広告・宣伝、受診勧誘を目的とする組織でないこと
- VI. 医療機関等が所属する医療担当者等のための研修と同様の内容を行う組織でないこと
- VII. 参加医療担当者等の医学的知識・医療技術・その他の関連知識等の習得・向上の共同研修を主目的とする組織でないこと

20. 医学教育事業助成申請時の留意事項

申請に際しては「応募要領」と「医療教育事業助成申請に関する FAQ」を熟読の上、以下の事項に従ってください。

提出書類 以下①～③の書類は事前にご準備ください。

- ① 2022 Takeda JMO Medical Education Grant Application Form
- ② 定款または会則（様式問いません）
- ③ 役員名簿（様式問いません）

提出書類のうち、①2022 Takeda JMO Medical Education Grant Application Form は、武田薬品の本助成ホームページからダウンロードしてご作成ください。

注）提出書類に記載されている内容のみで審査されますので、内容は具体的かつ詳細にご記載ください。オンライン申請の為、提出書類はすべて PDF にてご準備ください。

提出後の書類の差替えは認められませんのでご注意ください。

応募方法

【事前準備】

「応募要領」と「医療教育事業助成申請に関する FAQ」を熟読の上、提出書類①の作成と提出書類②③をご手配ください。

【オンライン申請】

ステップ1

本助成ホームページ内にある「応募する」ボタンをクリックし、表示される同意事項をご確認ください。

※同意いただくことで、申請書フォームに進むことができます。

ステップ2

申請書フォームにて必要情報を記入し、提出書類①②③を添付し、ご提出ください。

※申請書フォームの内容に関しましては本助成ホームページ内にある申請書フォーム例をご参照ください。

ステップ3

本助成事務局からの受領のメールをご確認ください。

応募締切日

2023年1月18日（水）18:00

問い合わせ先

本応募要領等に関するお問い合わせは、下記メールアドレスへ直接ご連絡ください。

注) 電話でのお問い合わせは受け付けておりませんので必ずメールでお願いいたします。

武田薬品工業株式会社 Takeda JMO Medical Education Grant 事務局

メールアドレス：JMO.Funded.MedicalEducation@takeda.com

その他の留意事項

1. 事業成果を外部に発表される場合は、「2022 年度 Takeda JMO Medical Education Grant」である旨をご記載ください。
2. 審査内容に関するお問い合わせはお受けできません。また、採否にかかわらず応募書類の返却はいたしません。
3. 武田薬品 MR、MSL 等の担当者は、利益相反の観点から本助成に関するお問い合わせを一切受けることができません。お問い合わせは、本助成事務局宛に直接メールでご連絡をお願いします。
4. 審査結果は本助成事務局から直接申請者等へご連絡いたします。武田薬品 MR、MSL 等担当者は、審査結果に関する訪問・対応はできません。
5. 本助成期間内に、本助成事務局から事業の進捗状況報告・会計報告を求める場合があります。
6. 助成対象団体として相応しくない行為があった際は、本助成をやめたり本助成金の返還を求めたりすることがあります。
7. 本助成の申請時に申請した用途と異なる用途で本助成金を使用したことが明らかとなった場合には、本助成金の返還を求めることがあります。
8. 本助成に関しては、武田薬品工業株式会社「企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針」に則り、武田薬品のホームページ上で助成先・本助成金額等の情報開示をさせていただきます。

21. 申請内容の秘密保持と個人情報に関する取り扱い

◎ 申請内容の秘密保持

審査委員および医学教育事業助成に関する業務にあたる武田薬品工業株式会社の従業員は、「武田の情報を保護するための手順」に従い、申請内容に関する秘密保持の義務を持ちます。

◎ 個人情報に関する取り扱い

ご入力・ご記入いただいた個人情報は、医学教育事業助成に関する業務に利用させていただきます。また、個人情報の保護に関する法律、関連諸法令、関連省庁等のガイドラインを遵守し、武田薬品のプライバシーポリシーに則って適切に取り扱います。

武田薬品のプライバシーポリシーは、次のホームページからご確認ください。

<http://www.takeda.com/jp/privacy-policy/>